会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第2473号
令和5年3月27日

郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（公印省略）

かかりつけ医からのがん検診の受診勧奨の推進について

このことについて、埼玉県保健医療部長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、チラシが県から直接届きますので、貴会管下会員医療機関へ配付いただき、がん受診の受診促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

担　当：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

草加八潮医師会
収受
5.3.28
第1357号

疾第３２６２号
令和５年３月２３日

一般社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長
山崎　達也（公印省略）

かかりつけ医からのがん検診の受診勧奨の推進について（依頼）

がん対策の推進については、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

がん検診の受診促進については、国立研究開発法人国立がん研究センターが受診率向上対策に関する科学的根拠をまとめています。その中で、個々の受診者の健康状態を把握し信頼できるかかりつけ医からの受診勧奨は、がん検診の動機付けとして重要な役割を果たし、受診率向上に影響を与えると記載されております。

つきましては、がん検診の受診促進に関するチラシを作成しましたので、貴会会員が診察の際に別添チラシを活用するなどして、患者の方に対しがん検診の重要性・必要性等についてお声がけをいただき、がん検診の受診促進に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、啓発チラシは県指定の業者から群市医師会宛てに直接送付させていただきます。

記

【参考】国立研究開発法人国立がん研究センター（がん情報サービス）
https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/screening.html

疾病対策課 がん対策担当 増田・石川
電　話　０４８－８３０－３５９９
E-Mail　a3590-06@pref.saitama.lg.jp

彩の国
埼玉県

忘れずチェック がん検診

２人に１人が
がんに罹(かか)る可能性がありますが
早期発見で約９割が治癒します。



問合せ先
埼玉県保健医療部 疾病対策課 がん対策担当　Tel:048-830-3599



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

国が推奨するがん検診は次の５種類です

次のがん検診は、死亡率を減少させることが科学的に証明された有効な検診です。
受診の時期も併せて確認しましょう。

☑ 肺がん検診（肺のＸ線検査、痰の検査（対象者のみ））

がんによる死亡原因の上位に位置しています。
※特に喫煙者は非喫煙者と比べて男性は約４倍、女性は約３倍肺がんになりやすく、
受動喫煙も肺がんのリスクを２～３割程度高めます。

４０歳以上の方は毎年受診

☑ 大腸がん検診（便潜血検査）

罹患する人が増えており、がんによる死亡原因の
上位に位置しています。

４０歳以上の方は毎年受診

☑ 胃がん検診（胃のＸ線検査又は胃内視鏡検査）

罹患する人は５０歳代以降に多く、がんによる死亡原因の
上位に位置しています。

５０歳以上の方は２年に１度受診

☑ 乳がん検診（マンモグラフィ）

罹患する人が女性のがんの中でも多く、がんによる
死亡原因の上位に位置しています。

４０歳以上の方は２年に１度受診

☑ 子宮頸がん検診（子宮頸部の細胞診）

罹患する人が女性のがんの中でも比較的多く、
また３０～４０歳代の女性で近年増加傾向にあります。

２０歳以上の方は２年に１度受診

Q. がん検診はどこで受けられるの？

A. 市町村から委託を受けた医療機関などで受けることができます。
検診の対象となる年齢や実施時期、検査を行う場所、費用負担は、
自治体によって異なります。
詳細はお住まいの市町村のがん検診担当窓口にお尋ねください。



市町村のがん検診窓口
一覧はこちら

がんについて詳しく
知りたい方はこちら
（がん情報サービス）



2023.4

かかりつけ医からのがん検診の受診勧奨の推進について【チラシ配布枚数】

No.	送付先	送付枚数	1医療機関あたり	医療機関数	配布枚数	予備
1	浦和医師会	16,900	50	322	16100	800
2	川口市医師会	13,700	50	253	12650	1,050
3	大宮医師会	15,400	50	290	14500	900
4	川越市医師会	9,800	50	182	9100	700
5	熊谷市医師会	7,000	50	120	6000	1,000
6	行田市医師会	2,000	50	30	1500	500
7	所沢市医師会	9,800	50	177	8850	950
8	蕨戸田市医師会	6,500	50	119	5950	550
9	北足立郡市医師会	8,400	50	152	7600	800
10	上尾市医師会	5,100	50	92	4600	500
11	朝霞地区医師会	10,200	50	188	9400	800
12	草加八潮医師会	7,800	50	138	6900	900
13	さいたま市与野医師会	4,000	50	69	3450	550
14	入間地区医師会	4,100	50	73	3650	450
15	飯能地区医師会	3,500	50	60	3000	500
16	東入間医師会	7,100	50	127	6350	750
17	坂戸鶴ヶ島医師会	5,100	50	92	4600	500
18	狭山市医師会	3,600	50	62	3100	500
19	比企医師会	6,400	50	114	5700	700
20	秩父郡市医師会	4,200	50	75	3750	450
21	本庄市児玉郡医師会	4,300	50	75	3750	550
22	深谷寄居医師会	5,200	50	97	4850	350
23	北埼玉医師会	4,100	50	73	3650	450
24	南埼玉郡市医師会	7,800	50	133	6650	1,150
25	越谷市医師会	7,900	50	144	7200	700
26	春日部市医師会	6,000	50	104	5200	800
27	岩槻医師会	3,000	50	48	2400	600
28	北葛北部医師会	2,700	50	44	2200	500
29	吉川松伏医師会	2,500	50	39	1950	550
30	三郷市医師会	3,500	50	59	2950	550